

# 第1章 計画の概要

資料1

## 1 計画改定の趣旨等

### (1) 計画改定の趣旨

県では、これまで5か年計画として、平成17年3月に「神奈川県地域福祉支援計画(平成17年度から平成21年度)」を策定し、前計画は平成27年度から平成31年度までの計画期間としていましたが、この計画と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画(※)」、「神奈川県障害福祉計画(※)」との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野の連携を確保して策定する必要があるため、計画の検討や見直しの時期を合わせ、このたび、平成30年度から平成32年度までの3か年計画として改定することとしました。

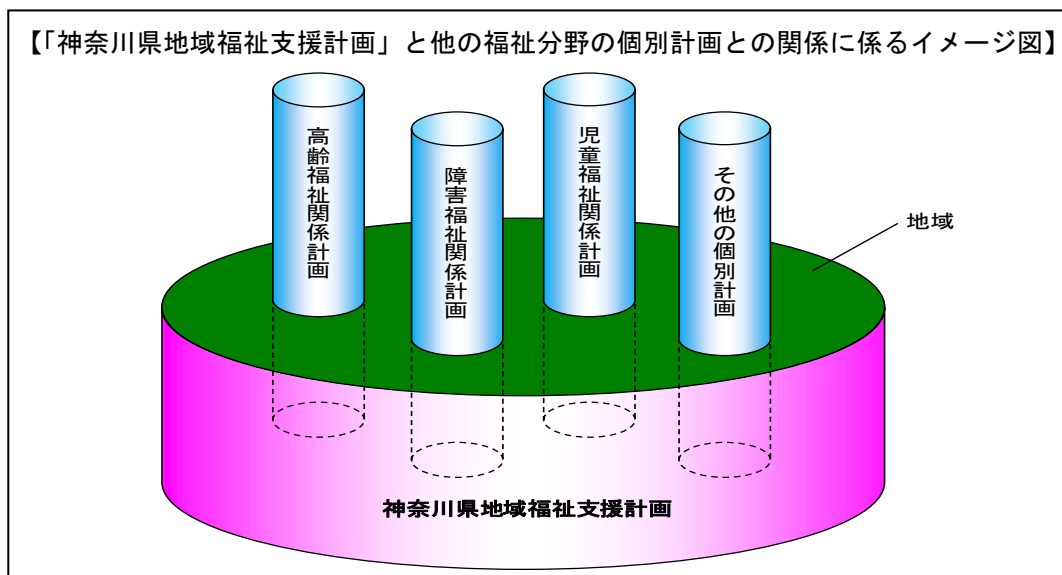
### (2) 計画の性格

#### ア 法的位置付け

社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画です。

#### イ 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障害福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン(※)」その他の個別計画と調和を図り、他の計画の上位計画として、他の計画では対応し難い事項や、共通する事項を盛り込みます。



### (3) 計画の基本目標

**誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現**  
**～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～**

改定計画では、現行計画を継承しつつ、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

また、~~高齢になっても、障がいがあっても~~、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」を副題として取り組みます。

### (4) 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

## 2 「地域福祉」とは

本県では、平成13年に、地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について、県社会福祉審議会に諮問し、翌年に答申を受けました。また、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」等に係る共通認識を図るため、平成14年に、基本指針を定め、この指針に基づき、地域福祉支援計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

その後、国では、少子高齢化の問題に対し、日本経済に更なる好循環を形成するため、経済政策を一層強化するとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化する、新たな経済社会システムづくりとして、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されました。同プランには「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現』に向け、取り組んでいくとされました。

また、県では平成28年7月に起きた「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましいの事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、同年10月に県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

これまでの経緯や状況を踏まえ「地域福祉」等に係る県の考え方を整理しました。

### (1) 「地域福祉」とは

県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO<sup>(※)</sup>活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金<sup>(※)</sup>、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合

わさって、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。

そうした社会を実現するためには、地域で暮らす皆さんが主役の地域づくり、つまり、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画した地域づくりがに参画していくことが、成熟した社会にふさわしい生きがいを持って暮らせる地域ともに生き、支え合う社会の実現へつながるものと考えます。必要です。

少子高齢化の進行や家族機能の変化などに伴う社会福祉基礎構造改革を受けて平成12年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。

また、平成30年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民等は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、医療、住まい、就労や教育に関する課題や、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意することとされました。

そのため、地域で暮らす皆さんが「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域を支える一員として、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会づくりが必要です。

## (2) 「地域福祉の対象者」とは

県において「地域福祉の対象者」とは、すべての人々であると考えます。支援が必要な高齢者や障がいのある本人及び家族、社会的孤立を感じがちな子育て中の親、国籍や言葉の壁、文化や宗教の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなく「さまよう若者」、ホームレスなど、こうした人々は国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者であると考えます。

## (3) 地域福祉の担い手とは

県において「地域福祉の担い手」とは、「支え手」「受け手」の関係を超えて、すべての人々及びその集合であると考えます。地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間のさまざまな個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会、NPO法人等非営利団体、企業等営利団体、ボランティア、民生委員・児童委員<sup>(※)</sup>、里親、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる皆さんが地域福祉の担い手です。

さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。

- ① 地域で暮らす一人ひとは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと
  - ② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や持つ資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと
  - ③ 社会福祉施設や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと
- そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。

#### (4) 市町村及び県の役割

地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。さらに、平成30年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」とされました。

市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。

県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。

#### (5) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられています。これまで、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねており、これからも地域福祉の推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画(地域福祉活動計画)」は、この「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。

### 3 圏域の設定

県が市町村における地域福祉の推進を支援するに当たり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市においては、1圏域<sup>(注)</sup>）を保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題などへの対応について、県及び構成市町村が協調して、社会福祉協議会等と連携の上取り組みます。

保健福祉圏域名	構成市町村
横浜保健福祉圏域	横浜市
川崎保健福祉圏域	川崎市
相模原保健福祉圏域	相模原市
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

注 二次保健医療圏では、川崎市は北部・南部の2圏域に分かれています。